

令和 2年度 事務事業評価表 (平成31年度)

事務事業名	子ども家庭総合支援拠点事業	担当所属	あんしん子育て室
		連絡先	

【事務事業基本情報】

分野	1教育・子育て	事業期間	～
基本施策	4子育て環境の充実	会計種別	一般会計
推進施策	(3)子育て相談の充実	事業種別	自治事務
根拠法令要綱	児童福祉法第10条、10条の2、第21条の11、第25条の2 子ども・子育て支援法第59条、 児童虐待の防止等に関する法律第4条、第6条、第8条		

【事業概要・指標】

事業概要	対象	○妊産婦から0歳～18歳までの子ども ○子ども・家庭に関する相談を希望する市民 ○子ども・家庭を見守る地域支援者
	意図	子どもに関する相談について、助言・指導の実施や、関係機関との連携により相談支援体制を整えることで、児童虐待の発生予防、子どもの最善の利益の保障と、安心安全な暮らしを守る。また、児童虐待防止に向け、人材育成および支援体制の強化を図る。
	成果	子どもや子育て中の保護者等から相談を受けることにより、子どもの人権侵害に当たる児童虐待の未然防止を図る。また要保護児童対策地域協議会の調整機関として、情報の集約、支援の進捗を一元的に管理することで、多機関連携のためのネットワークの強化が図られる。
	手段	○妊産婦、子どもに関する相談窓口の設置 ○関係機関との連携により、児童虐待など要保護児童等の早期発見と適切な保護を実施するための調査及び支援の実施。 ○周南市要保護児童対策地域協議会の調整機関として、各種会議の招集、支援内容の協議、及び支援の進捗管理及び見直し。 ○協議会のネットワーク強化や支援者の専門性の向上を図るための研修等の実施

【指標の推移】

	指標名	単位	H29年度実績	H30年度実績	H31年度実績	R 2年度見込	
指標①	相談件数	目標値	件	1000	3000	0	0
		実績値	件	3116	5056	0	-
		目標達成度	%	311.60	168.53	0.00	-
指標②	児童虐待通告48時間以内の安全確認実施率	目標値	%	0	0	100	100
		実績値	%	0	0	100	-
		目標達成度	%	0.00	0.00	100.00	-

指標の増減維持理由

要保護児童対策地域協議会への理解と周知により相談件数は目標値を大きく上回っていることから指標を見直した。子どもを守るネットワークの強化を継続し、虐待通告案件に対する48時間以内の児童の安全確認をより確実なものにしていく。

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	平成31年度 決算	令和 2年度 予算	
トータルコスト	千円	10,828	6,484	12,780	34,666	50,212	
事業費	千円	3,867	1,916	3,159	14,626	23,419	
特定財源	国庫支出金	千円	1,289	638	1,053	6,928	10,222
	県支出金	千円	1,289	638	1,053	4,859	1,853
	地方債	千円	0	0	0	0	0
	受益者負担	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	1,289	640	1,053	2,839	11,344
人件費合計	千円	6,961	4,568	11,711	29,896	44,234	
正職員	千円	6,961	4,568	9,621	20,040	26,793	
人員	人	0.950	0.620	1.310	2.760	3.690	

【環境変化等】

開始時の周辺環境	平成28年児童福祉法等改正法により、国、県、市の役割・責務が明確化され、市の相談支援体制を強化し児童虐待の未然防止と発生時の迅速な対応を図ることを目的に整備が求められた。
現状の周辺環境	子ども家庭相談室と子育て世代包括支援センターの機能を活かし保健センター内で一体的に支援を実施することで児童福祉と母子保健の連携を一層強化し妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの切れ目のない支援を行うための体制構築のため拠点を設置した。
今後の予想される周辺環境	児童虐待未然防止のため児童福祉・母子保健のさらなる連携強化とアウトリーチ型の相談支援体制の充実。児童虐待通告等への迅速な対応が求められる。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 1. 市の関与（税金支出）		
評価	A	妥当である
平成28年度児童福祉法改正により、市町に支援拠点の設置努力義務化。児童福祉法第10条、第25条第2項により実施しなければならない事業。		
【目的妥当性評価】 2. 事務事業の目的（対象・意図）		
評価	A	妥当である
児童福祉法第10条、第25条第2項により実施しなければならない事業。		
【目的妥当性評価】 3. 事務事業の目標（活動指標等）		
評価	A	妥当である
児童福祉法第10条、第25条第2項により実施しなければならない事業。		
【有効性評価】 4. 計画の実施状況		
評価	A	実施できた
【有効性評価】 5. 事務事業の目標（活動指標等）の達成度		
評価	A	達成できた
【有効性評価】 6. 上位施策への貢献度		
評価	A	貢献できた
【有効性評価】 7. 事業成果の向上へのさらなる取組み		
評価	A	向上余地はない
【効率性評価】 8. 投入経費（コスト）削減へのさらなる取組み		
評価	A	削減余地はない
【効率性評価】 9. 類似事業との統合・代替の検討		
評価	A	類似事業はない
【効率性評価】 10. これまでの実施手段		
評価	A	最適である

【総合評価】		
評価	A	令和元年7月に「こども・子育て総合支援拠点」を設置し、子育て世代包括支援センターと一体的に、子ども・家庭への継続的、包括的な支援を実施することで、児童虐待の未然防止、早期対応に努めている。令和2年度からはあんしん子育て室こども・子育て相談センターとして体制を整備している。

【改革案】

今後の実施方向性		維持	期待効果		
成果	上昇 維持 縮小		コスト		
			削減	維持	増大
			○		
改革効果（どのような効果が期待できるか）					

令和 2年度 事務事業評価表 (平成31年度)

事務事業名	子育て短期支援事業費	担当所属	あんしん子育て室
		連絡先	

【事務事業基本情報】

分野	1 教育・子育て	事業期間	平成15年度 ~
基本施策	4 子育て環境の充実	会計種別	一般会計
推進施策	(4) 子育て家庭・ひとり親家庭への支援	事業種別	自治事務
根拠法令要綱	児童福祉法第6条の3第3項、子ども・子育て支援法第59条第6号		

【事業概要・指標】

事業概要	対象	児童を養育することが一時的に困難になった家庭の児童
	意図	一時的に養育が困難となった児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
	成果	一時的に養育困難となった家庭に対し、深刻な状況にいたる前に支援を実施することで、養育負担の軽減が図られ、在宅の生活を継続することができる。
	手段	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童の養育・保護を社会福祉法人に委託する。

【指標の推移】

指標名		単位	H29年度実績	H30年度実績	H31年度実績	R 2年度見込
指標①	申請者に対する利用率	目標値	%	100	100	100
		実績値	%	100	100	100
		目標達成度	%	100.00	100.00	100.00
指標②	延べ児童数	目標値	人	42	42	0
		実績値	人	23	14	0
		目標達成度	%	54.76	33.33	0.00

指標の増減維持理由

--

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	平成31年度 決算	令和 2年度 予算	
トータルコスト	千円	348	798	357	468	1,867	
事業費	千円	275	356	137	250	415	
特定財源	国庫支出金	千円	89	116	25	64	128
	県支出金	千円	89	116	25	64	128
	地方債	千円	0	0	0	0	0
	受益者負担	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	5	5	59	57	30
	一般財源	千円	92	119	28	65	129
人件費合計	千円	73	442	220	218	1,452	
正職員	千円	73	442	220	218	1,452	
人員	人	0.010	0.060	0.030	0.030	0.200	

【環境変化等】

開始時の周辺環境	児童福祉法による施設等入所措置を補完する制度で、県の出先である児童相談所が所管していた事業が市町村に移管された。以前は、母子父子家庭に限定適用されていたが、現在は一般家庭に広げて適用される。
現状の周辺環境	児童相談所による児童虐待対応件数の増加、深刻な事件の発生が続く中、親の養育負担軽減を図り、未然に防止する手段として、当事業の活用が期待されている。
今後の予想される周辺環境	今後も、親の養育負担軽減を図り、児童虐待を未然に防止する手段として、当事業の活用が期待される。ひとり親支援の需要拡大について、国の基準に基づき対応を検討していく。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 1. 市の関与（税金支出）		
評価	A	妥当である
児童福祉法第6条の3第3項、こども・子育て支援法第59条第6号に基づく		
【目的妥当性評価】 2. 事務事業の目的（対象・意図）		
評価	A	妥当である
児童福祉法第6条の3第3項、こども・子育て支援法第59条第6号に基づく		
【目的妥当性評価】 3. 事務事業の目標（活動指標等）		
評価	A	妥当である
児童福祉法第6条の3第3項、こども・子育て支援法第59条第6号に基づく		
【有効性評価】 4. 計画の実施状況		
評価	B	概ね実施できた
【有効性評価】 5. 事務事業の目標（活動指標等）の達成度		
評価	A	達成できた
【有効性評価】 6. 上位施策への貢献度		
評価	B	概ね貢献できた
【有効性評価】 7. 事業成果の向上へのさらなる取組み		
評価	A	向上余地はない
委託先を市内・市外養護施設の2か所に拡充できた。		
【効率性評価】 8. 投入経費（コスト）削減へのさらなる取組み		
評価	A	削減余地はない
【効率性評価】 9. 類似事業との統合・代替の検討		
評価	A	類似事業はない
【効率性評価】 10. これまでの実施手段		
評価	A	最適である

【総合評価】		
評価	A	需要拡大に向け、委託先を2か所に増加できた。

【改革案】

今後の実施方向性 維持		期待効果			
今後ともニーズを把握し、利用促進を図る。		成果	コスト		
			削減	維持	増大
改革効果（どのような効果が期待できるか）		上昇			
		維持	○		
		縮小			

令和 2年度 事務事業評価表 (平成31年度)

事務事業名	母子生活支援施設措置委託事業費	担当所属	あんしん子育て室
		連絡先	

【事務事業基本情報】

分野	1 教育・子育て	事業期間	～
基本施策	4 子育て環境の充実	会計種別	一般会計
推進施策	(4) 子育て家庭・ひとり親家庭への支援	事業種別	法定受託事務
根拠法令要綱	児童福祉法、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について、周南市助産施設・母子生活支援施設入所の取扱いに関する規則		

【事業概要・指標】

事業概要	対象	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童
	意図	母子家庭の自立の促進を図る。
	成果	母子生活支援施設への入所をもって、母子家庭の自立の促進が図られる。
	手段	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を委託する。

【指標の推移】

	指標名	単位	H29年度実績	H30年度実績	H31年度実績	R 2年度見込
指標①	指標なし	目標値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-
		目標達成度	%	0.00	0.00	0.00
指標②		目標値				
		実績値				-
		目標達成度	%			

指標の増減維持理由

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	平成31年度 決算	令和 2年度 予算	
トータルコスト	千円	73	308	6,801	5,706	12,084	
事業費	千円	0	13	6,581	5,488	11,358	
特定財源	国庫支出金	千円	0	0	3,232	1,650	5,567
	県支出金	千円	0	0	1,616	825	2,783
	地方債	千円	0	0	0	0	0
	受益者負担	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	0	13	1,733	3,013	3,008
人件費合計	千円	73	295	220	218	726	
正職員	千円	73	295	220	218	726	
人員	人	0.010	0.040	0.030	0.030	0.100	

【環境変化等】

開始時の周辺環境	児童福祉法上の制度であり、状況の変化はない。
現状の周辺環境	平成29年度から2世帯措置し平成31年度に1世帯自立した。今後も残り1世帯に自立支援を行っていく。
今後の予想される周辺環境	D Vや未婚の若年妊婦の相談件数が増加する中で、今後も措置を必要とする世帯があると思われる。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 1. 市の関与（税金支出）		
評価	A	妥当である
児童福祉法第23条の規程に基づく事業で実施しなければならない。		
【目的妥当性評価】 2. 事務事業の目的（対象・意図）		
評価	A	妥当である
児童福祉法第23条の規程に基づく事業で実施しなければならない。		
【目的妥当性評価】 3. 事務事業の目標（活動指標等）		
評価	A	妥当である
支援が必要な母子の自立促進を図るため、母子生活支援施設に措置する。		
【有効性評価】 4. 計画の実施状況		
評価	A	実施できた
【有効性評価】 5. 事務事業の目標（活動指標等）の達成度		
評価	A	達成できた
平成31年度2世帯に自立に向けて必要な支援を実施し、うち1世帯自立につながった。		
【有効性評価】 6. 上位施策への貢献度		
評価	A	貢献できた
【有効性評価】 7. 事業成果の向上へのさらなる取組み		
評価	A	向上余地はない
【効率性評価】 8. 投入経費（コスト）削減へのさらなる取組み		
評価	A	削減余地はない
【効率性評価】 9. 類似事業との統合・代替の検討		
評価	A	類似事業はない
【効率性評価】 10. これまでの実施手段		
評価	A	最適である

【総合評価】		
評価	A	児童福祉法第23条の規定に基づく事業であり、保護すべき母子世帯の入所先として必要であることから、法に基づき事業を進めていく。

【改革案】

今後の実施方向性 維持		期待効果		
児童福祉法第23条の規定に基づく事業であり、保護すべき母子世帯の入所先として必要であることから、法に基づき事業を進める。 現在施設入所中の1世帯が、コロナの影響による退所時期延期となっている。状況が落ち着き次第、面接指導を行っていく。		コスト		
		削減	維持	増大
成果	上昇			
	維持 縮小		○	
改革効果（どのような効果が期待できるか）				

令和 2年度 事務事業評価表 (平成31年度)

事務事業名	助産施設措置費委託事業費	担当所属	あんしん子育て室
		連絡先	

【事務事業基本情報】

分野	1 教育・子育て	事業期間	～
基本施策	4 子育て環境の充実	会計種別	一般会計
推進施策	(4) 子育て家庭・ひとり親家庭への支援	事業種別	法定受託事務
根拠法令要綱	児童福祉法第22条、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について、周南市助産施設・母子生活支援施設入所の取扱いに関する規則		

【事業概要・指標】

事業概要	対象	経済的に入院助産を受けることができない妊産婦
	意図	衛生的な分娩ができ妊産婦の保健増進が図られる。
	成果	経済的に入院助産を受けることが困難な妊産婦が、衛生的な分娩ができることで妊産婦の保健増進が図られる。
	手段	経済的に入院助産を受けることができない妊産婦の助産施設への入所を委託する。

【指標の推移】

	指標名	単位	H29年度実績	H30年度実績	H31年度実績	R 2年度見込
指標①	指標なし	目標値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-
		目標達成度	%	0.00	0.00	0.00
指標②		目標値				
		実績値				-
		目標達成度	%			

指標の増減維持理由

--

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	平成31年度 決算	令和 2年度 予算
トータルコスト	千円	1,116	295	220	822	1,813
事業費	千円	1,043	0	0	604	1,087
特定財源	国庫支出金	千円	246	0	0	537
	県支出金	千円	123	0	0	268
	地方債	千円	0	0	0	0
	受益者負担	千円	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0
	一般財源	千円	674	0	0	604
人件費合計	千円	73	295	220	218	726
正職員	千円	73	295	220	218	726
人員	人	0.010	0.040	0.030	0.030	0.100

【環境変化等】

開始時の周辺環境	児童福祉法上の制度であり、創設時点からの状況変化はない。
現状の周辺環境	開始時からの周辺環境の変化はない。
今後の予想される周辺環境	児童福祉法上の制度であり、現時点で今後予想される周辺環境の変化はない。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 1. 市の関与（税金支出）		
評価	A	妥当である
児童福祉法第22条、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について、周南市助産施設・母子生活支援施設入所の取扱いに関する規則に基づき実施しなければならない。		
【目的妥当性評価】 2. 事務事業の目的（対象・意図）		
評価	A	妥当である
児童福祉法第22条、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について、周南市助産施設・母子生活支援施設入所の取扱いに関する規則に基づき実施しなければならない。		
【目的妥当性評価】 3. 事務事業の目標（活動指標等）		
評価	A	妥当である
経済的に入院助産を受けることができない妊産婦が、衛生的な分娩ができるよう、助産施設へ入所を措置し、保険増進を図る。		
【有効性評価】 4. 計画の実施状況		
評価	A	実施できた
【有効性評価】 5. 事務事業の目標（活動指標等）の達成度		
評価	A	達成できた
平成31年度1件措置。委託先（独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院）と連携、調整を図り実施した。		
【有効性評価】 6. 上位施策への貢献度		
評価	A	貢献できた
【有効性評価】 7. 事業成果の向上へのさらなる取組み		
評価	A	向上余地はない
【効率性評価】 8. 投入経費（コスト）削減へのさらなる取組み		
評価	A	削減余地はない
【効率性評価】 9. 類似事業との統合・代替の検討		
評価	A	類似事業はない
【効率性評価】 10. これまでの実施手段		
評価	A	最適である

【総合評価】		
評価	A	児童福祉法第22条、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について、周南市助産施設・母子生活支援施設入所の取扱いに関する規則に基づき実施しなければならない。これらの基準を満たし、緊急時にも対応できる設備の整った施設が求められることから、全ての条件を持つ独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院以外に委託契約の余地はない。

【改革案】

今後の実施方向性 維持		期待効果		
児童福祉法に基づき、経済的に入院助産ができない妊産婦に対する制度であり、入院助産は今後も徳山中央病院に委託することによりコストの削減に努めていきたい。		コスト		
		削減	維持	増大
成果	上昇			
	維持		○	
成果	縮小			
改革効果（どのような効果が期待できるか）				

令和 2年度 事務事業評価表 (平成31年度)

事務事業名	虫歯予防事業費	担当所属	あんしん子育て室
		連絡先	

【事務事業基本情報】

分野	5福祉・健康・医療	事業期間	～ 永年
基本施策	4健康づくりの推進	会計種別	一般会計
推進施策	(1)健康寿命を延ばす健康づくり事業の推進	事業種別	自治事務
根拠法令要綱	母子保健法、周南市民の健康を支える歯と口腔に関する条例		

【事業概要・指標】

事業概要	対象	周南市民
	意図	早い時期からの「健康な歯」への関心及び正しい知識の習得と実践により、う歯・歯周疾患の罹患者を減少させる。
	成果	正しい歯みがき習慣が定着することで、う歯・歯周疾患の罹患者を減少させる。
	手段	妊産婦や乳幼児・学童が健康な歯を保ち、一生自分の歯で楽しく食べることができるために、歯科相談やむし歯予防教室、フッ化物洗口、歯科検診を実施

【指標の推移】

	指標名	単位	H29年度実績	H30年度実績	H31年度実績	R 2年度見込	
指標①	3歳児健診むし歯非罹患率	目標値	%	83	83	83	0
		実績値	%	83.9	80.1	83.5	-
		目標達成度	%	101.08	96.51	100.60	-
指標②	3歳児健診仕上げ磨きをしている家庭の割合	目標値	%	0	0	0	75
		実績値	%	0	0	0	-
		目標達成度	%	0.00	0.00	0.00	-

指標の増減維持理由

1歳6か月児歯科健診時のむし歯罹患率と3歳児健診時のむし歯罹患率を比較すると、約8倍に増加しており、2～3歳児のむし歯予防対策が重要である。そのため、3歳児健診時点のむし歯罹患率の更なる抑制に向け、保護者による仕上げ磨きの実施率に関する指標に転換する。

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	平成31年度 決算	令和 2年度 予算
トータルコスト	千円	9,437	9,866	10,422	9,001	3,069
事業費	千円	4,381	4,414	5,208	5,225	3,069
特定財源	国庫支出金	千円	0	0	0	0
	県支出金	千円	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0
	受益者負担	千円	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0
	一般財源	千円	4,381	4,414	5,208	5,225
人件費合計	千円	5,056	5,452	5,214	3,776	0
正職員	千円	5,056	5,452	5,214	3,776	0
人員	人	0.690	0.740	0.710	0.520	0.000

【環境変化等】

開始時の周辺環境
現状の周辺環境
今後の予想される周辺環境

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 1. 市の関与（税金支出）		
評価	A	妥当である
【目的妥当性評価】 2. 事務事業の目的（対象・意図）		
評価	A	妥当である
【目的妥当性評価】 3. 事務事業の目標（活動指標等）		
評価	A	妥当である
【有効性評価】 4. 計画の実施状況		
評価	A	実施できた
【有効性評価】 5. 事務事業の目標（活動指標等）の達成度		
評価	A	達成できた
【有効性評価】 6. 上位施策への貢献度		
評価	A	貢献できた
【有効性評価】 7. 事業成果の向上へのさらなる取組み		
評価	A	向上余地はない
【効率性評価】 8. 投入経費（コスト）削減へのさらなる取組み		
評価	A	削減余地はない
【効率性評価】 9. 類似事業との統合・代替の検討		
評価	A	類似事業はない
【効率性評価】 10. これまでの実施手段		
評価	A	最適である

【総合評価】		
評価	A	今後ともむし歯予防対策に取り組んでいくため、必要な事業である。

【改革案】

今後の実施方向性		維持		期待効果		
成果	上昇 維持 縮小	コスト				
		削減	維持	増大		
			○			
改革効果（どのような効果が期待できるか）						

令和 2年度 事務事業評価表 (平成31年度)

事務事業名	母子健康診査事業費	担当所属	あんしん子育て室
		連絡先	

【事務事業基本情報】

分野	5 福祉・健康・医療	事業期間	～ 永年
基本施策	4 健康づくりの推進	会計種別	一般会計
推進施策	(2) 母子保健指導等の充実	事業種別	自治事務
根拠法令要綱	母子保健法第12条、第13条 周南市妊産婦・乳幼児健康診査事業実施要綱 周南市妊産婦・乳幼児健康診査受診者補助金交付要綱		

【事業概要・指標】

事業概要	対象	周南市民（妊産婦、乳幼児）
	意図	妊産婦健康診査により、妊娠経過や健康状態を把握し、安全な妊娠出産を迎える。また、産後の身体機能の回復や授乳状況及び精神状況の把握を行い、産後うつ予防や産後早期からの育児支援を図る。 乳幼児健康診査により、発育及び精神発達の遅れ等の早期発見並びに健康の保持増進を図る。
	成果	妊産婦・乳幼児の健康の保持・増進につながる。
	手段	妊産婦に対し、安全・安心な妊娠出産の体制確保及び産後早期からの母子への育児支援を図るために、妊産婦健康診査を実施する。また、乳幼児に対し、疾病等の早期発見や健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査を実施する。

【指標の推移】

	指標名	単位	H29年度実績	H30年度実績	H31年度実績	R 2年度見込	
指標①	妊婦健診受診率	目標値	%	100	100	100	
		実績値	%	99.3	100.7	96.7	-
		目標達成度	%	99.30	100.70	96.70	-
指標②		目標値					
		実績値				-	
		目標達成度	%				-

指標の増減維持理由

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、医療機関の受診を控える傾向があり健診受診率が低下している。

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	平成31年度 決算	令和 2年度 予算
トータルコスト	千円	165,001	160,347	159,421	152,863	168,531
事業費	千円	147,929	144,137	142,897	138,414	154,953
特定財源	国庫支出金	千円	0	0	2,500	3,873
	県支出金	千円	0	0	0	38
	地方債	千円	0	0	0	0
	受益者負担	千円	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	2,000
	一般財源	千円	147,929	144,137	140,397	134,402
人件費合計	千円	17,072	16,210	21,098	19,068	13,578
正職員	千円	17,072	16,210	16,524	14,449	13,578
人員	人	2,330	2,200	2,250	1,990	1,870

【環境変化等】

開始時の周辺環境	母子保健法に基づいて事業を実施。
現状の周辺環境	妊産婦・乳幼児の健康保持・異常の早期発見の観点からも計画的に実施している。
今後の予想される周辺環境	出生数の減少に伴う受診者数の減少が予想される。今後も継続した各健康診査事業の適切な精度管理が必要である。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 1. 市の関与（税金支出）		
評価	A	妥当である
母子保健法に基づき実施が義務付けられている事業である。安心して子どもを産み健やかに育てることのできる環境づくりとして、また少子化対策としても必要な事業である。		
【目的妥当性評価】 2. 事務事業の目的（対象・意図）		
評価	A	妥当である
母子保健法により、対象時期などが示されており、健康管理に適した時期に受診し、妊娠期から出産後の母と子の健康保持、異常の早期発見等のため、事業の目的は果たされている。		
【目的妥当性評価】 3. 事務事業の目標（活動指標等）		
評価	A	妥当である
妊娠届出者数は減少傾向にあるが、目標指標は妥当。		
【有効性評価】 4. 計画の実施状況		
評価	A	実施できた
母子保健法に基づき、計画どおりに実施できている。		
【有効性評価】 5. 事務事業の目標（活動指標等）の達成度		
評価	B	概ね達成できた
【有効性評価】 6. 上位施策への貢献度		
評価	A	貢献できた
母と子の健康保持、異常の早期発見という観点からも母子保健指導等の充実に貢献できている。		
【有効性評価】 7. 事業成果の向上へのさらなる取組み		
評価	B	向上余地が考えられる（中小程度）
今後も健康診査の受診率向上を図りながら、未受診者勧奨や未受診者の状況把握に努めていく。		
【効率性評価】 8. 投入経費（コスト）削減へのさらなる取組み		
評価	A	削減余地はない
健康診査委託料は、県医師会等から提示された県内各市町統一の単価であり、コスト削減の余地はない。		
【効率性評価】 9. 類似事業との統合・代替の検討		
評価	A	類似事業はない
同じ目的を持つ他の事業はない。		
【効率性評価】 10. これまでの実施手段		
評価	A	最適である
各種健康診査の目的により、個別方式と集団方式にわけて実施している。また、未受診者へは個別に勧奨することで、受診率の向上に努めており、実施手段は最適である。		

【総合評価】		
評価	A	母子保健法に基づく事業であり、妊産婦・乳幼児の健康の保持・増進のために必要であることから、法に基づき事業を進めていく。

【改革案】

今後の実施方向性		維持		期待効果		
成果	上昇 維持 縮小	コスト				
		削減	維持	増大		
			○			
改革効果（どのような効果が期待できるか）						

令和 2年度 事務事業評価表 (平成31年度)

事務事業名	母子保健指導事業費	担当所属	あんしん子育て室
		連絡先	

【事務事業基本情報】

分野	5 福祉・健康・医療	事業期間	～ 永年
基本施策	4 健康づくりの推進	会計種別	一般会計
推進施策	(2) 母子保健指導等の充実	事業種別	自治事務
根拠法令要綱	母子保健法、児童福祉法、子ども子育て支援法 周南市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱 周南市養育支援訪問事業実施要綱		

【事業概要・指標】

事業概要	対象	周南市民（妊産婦、乳幼児）
	意図	妊娠、出産、育児、子どもの発達等に関する正しい知識の習得により、育児不安の解消ひいては虐待防止につなげる。
	成果	育児不安の解消、虐待防止を図る。
	手段	妊産婦、子育て中の親や家庭に対し、家庭訪問や育児相談・学級、発達支援を実施。 子育て世代の親を孤立させないよう、産後早期から乳児家庭全戸訪問後の産後うつ等の相談体制の強化や継続支援のための養育支援訪問事業を実施。

【指標の推移】

指標名		単位	H29年度実績	H30年度実績	H31年度実績	R 2年度見込	
指標①	乳児家庭全戸訪問実施割合	目標値	%	100	100	100	
		実績値	%	99.6	99.2	99	-
		目標達成度	%	99.60	99.20	99.00	-
指標②		目標値					
		実績値				-	
		目標達成度	%				-

指標の増減維持理由

令和2年3月から新型コロナウイルス感染拡大のため、国の方針に基づき、育児不安のある家庭以外は電話相談等の対応に切り替えたため、実施率が減少している。緊急事態宣言解除後に訪問を再開する方針である。

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	平成31年度 決算	令和 2年度 予算	
トータルコスト	千円	85,191	85,496	78,163	78,374	78,331	
事業費	千円	9,723	10,048	9,056	8,959	14,362	
特定財源	国庫支出金	千円	816	1,505	1,381	955	1,073
	県支出金	千円	816	1,071	839	41	527
	地方債	千円	0	0	0	0	0
	受益者負担	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	15	14	14	12	20
一般財源	千円	8,076	7,458	6,822	7,951	12,742	
人件費合計	千円	75,468	75,448	71,386	71,319	63,969	
正職員	千円	75,468	75,448	69,107	69,415	63,969	
人員	人	10,300	10,240	9,410	9,560	8,810	

【環境変化等】

開始時の周辺環境	母子保健法、児童福祉法、子ども子育て支援法、発達障害者支援法、児童虐待の防止等に関する法律に基づき実施。
現状の周辺環境	妊娠・出産・育児期において、全ての子どもの健やかな育ちと保護者が安心して子育てするために、寄り添う支援や子どもの発達支援の充実、関係機関との連携体制の強化に取り組んでいる。
今後の予想される周辺環境	出生数は減少傾向にあるが、育児負担や不安を抱える保護者のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図る必要がある。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 1. 市の関与（税金支出）		
評価	A	妥当である
母子保健法等に基づき実施している事業であり、妊娠届出時から専門職が全てに面接し、妊娠期から育児期における切れ目ない支援を実施することができる。		
【目的妥当性評価】 2. 事務事業の目的（対象・意図）		
評価	A	妥当である
母子保健法等に基づいて事業を実施していることから、目的は妥当である。		
【目的妥当性評価】 3. 事務事業の目標（活動指標等）		
評価	A	妥当である
乳児家庭全戸訪問により、育児負担や不安のある保護者や産後うつ病を早期発見し、その後の切れ目ない継続した支援を行う事等から、乳児家庭全戸訪問実施率は、指標として妥当である。		
【有効性評価】 4. 計画の実施状況		
評価	A	実施できた
母子保健法等に基づき、計画通りに実施できている。		
【有効性評価】 5. 事務事業の目標（活動指標等）の達成度		
評価	B	概ね達成できた
来所相談の希望や連絡が取れない等の理由により、生後4か月未満までの訪問が難しい場合があるが、その際は産婦健診や乳児健診等により、対象となる家庭の子どもの発育や養育状況を全数把握するとともに、対象者の状況に応じた支援を行っており、概ね目標を達成できている。		
【有効性評価】 6. 上位施策への貢献度		
評価	A	貢献できた
妊娠・出産・育児期において、引き続き、寄り添う支援や子どもの発達支援の充実を図ることにより、地域での孤立や虐待防止につながっており、母子保健指導等の充実貢献できている。		
【有効性評価】 7. 事業成果の向上へのさらなる取組み		
評価	B	向上余地が考えられる（中小程度）
今後も継続して、関係機関等との連携体制を強化することにより、事業の充実を図ることができる。		
【効率性評価】 8. 投入経費（コスト）削減へのさらなる取組み		
評価	A	削減余地はない
育児負担や不安を抱える保護者への支援の充実を図る必要があることから、コスト削減の余地はない。		
【効率性評価】 9. 類似事業との統合・代替の検討		
評価	A	類似事業はない
法令等に基づき、それぞれの役割を担い事業を実施しており、統合・代替は難しい。		
【効率性評価】 10. これまでの実施手段		
評価	A	最適である
妊娠・出産・育児期において、専門職が対象者に寄り添い切れ目ない支援を行うために必要な事業であり、実施手段は最適である。		

【総合評価】		
評価	A	母子保健法及び子ども子育て支援法、児童福祉法に基づく事業であり、適切な養育及び発達支援のために必要であることから、法に基づき事業を進めていく。

【改革案】

今後の実施方向性	維持	期待効果			
	成果	上昇 維持	コスト		
			削減	維持	増大
		縮小		○	
改革効果（どのような効果が期待できるか）					

令和 2年度 事務事業評価表 (平成31年度)

事務事業名	母子保健ブックスタート事業費	担当所属	あんしん子育て室
		連絡先	

【事務事業基本情報】

分野	5 福祉・健康・医療	事業期間	～ 永年
基本施策	4 健康づくりの推進	会計種別	一般会計
推進施策	(2) 母子保健指導等の充実	事業種別	自治事務
根拠法令要綱			

【事業概要・指標】

事業概要	対象	0歳児及びその保護者、2歳未満の転入乳幼児
	意図	乳児期から絵本の読み聞かせを通して、親子の心のふれあいを深めるとともに、育児の孤立化を防ぐため、地域の身近な相談役である母子保健推進員の家庭訪問により、子育て支援の充実を図る。
	成果	親子の心のふれあいを深めるとともに、母子保健推進員による地域の支援が行われることにより、子育て支援の充実を図る。
	手段	母子保健推進員または保健師が家庭訪問して絵本を配付

【指標の推移】

	指標名	単位	H29年度実績	H30年度実績	H31年度実績	R 2年度見込	
指標①	配本率	目標値	%	100	100	100	
		実績値	%	93.2	94.6	90.4	-
		目標達成度	%	93.20	94.60	90.40	-
指標②		目標値					
		実績値				-	
		目標達成度	%				-

指標の増減維持理由

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月から母子保健推進による家庭訪問を休止し、保健師の家庭訪問も縮小したため、配本率が低下している。

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	平成31年度 決算	令和 2年度 予算
トータルコスト	千円	3,151	2,996	2,324	2,241	2,452
事業費	千円	1,099	1,228	1,002	1,152	1,000
特定財源	国庫支出金	千円	0	0	0	0
	県支出金	千円	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0
	受益者負担	千円	0	0	0	0
	その他	千円	0	1,000	1,000	1,000
一般財源	千円	1,099	228	2	152	300
人件費合計	千円	2,052	1,768	1,322	1,089	1,452
正職員	千円	2,052	1,768	1,322	1,089	1,452
人員	人	0.280	0.240	0.180	0.150	0.200

【環境変化等】

開始時の周辺環境
現状の周辺環境
今後の予想される周辺環境

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 1. 市の関与（税金支出）		
評価	A	妥当である
【目的妥当性評価】 2. 事務事業の目的（対象・意図）		
評価	A	妥当である
【目的妥当性評価】 3. 事務事業の目標（活動指標等）		
評価	A	妥当である
【有効性評価】 4. 計画の実施状況		
評価	A	実施できた
【有効性評価】 5. 事務事業の目標（活動指標等）の達成度		
評価	B	概ね達成できた
【有効性評価】 6. 上位施策への貢献度		
評価	A	貢献できた
【有効性評価】 7. 事業成果の向上へのさらなる取組み		
評価	A	向上余地はない
地域の支援者である母子保健推進員とのつながりを重視しており、母子保健推進員による支援のスタートとなる現状の配本方法は妥当である。連絡が取りづらい家庭への配本が遅れる場合があるが、母子保健推進員はボランティアであるため、できるだけ早期の配本に努めている。		
【効率性評価】 8. 投入経費（コスト）削減へのさらなる取組み		
評価	A	削減余地はない
【効率性評価】 9. 類似事業との統合・代替の検討		
評価	A	類似事業はない
【効率性評価】 10. これまでの実施手段		
評価	A	最適である

【総合評価】		
評価	A	

【改革案】

今後の実施方向性	維持	期待効果			
	成果	上昇	コスト		
			削減	維持	増大
		維持		○	
縮小					
改革効果（どのような効果が期待できるか）					

令和 2年度 事務事業評価表 (平成31年度)

事務事業名	不妊治療費助成事業費	担当所属	あんしん子育て室
		連絡先	

【事務事業基本情報】

分野	5福祉・健康・医療	事業期間	～ 永年
基本施策	4健康づくりの推進	会計種別	一般会計
推進施策	(2)母子保健指導等の充実	事業種別	自治事務
根拠法令要綱	周南市一般不妊治療費助成事業、周南市人工授精費助成金交付要綱、周南市特定不妊治療助成金交付要綱、周南市不育症治療費助成金交付要綱、周南市がん患者妊よう性温存治療費助成事業		

【事業概要・指標】

事業概要	対象	<ul style="list-style-type: none"> ●不妊・不育症治療費助成：市内に住所を有し、不妊治療または不育症治療を受けている夫婦 ●がん患者妊よう性温存治療費助成：市内に住所を有し、医師が妊よう性温存治療の対象と判断した40歳未満の者
	意図	市民の経済的負担の軽減を図るとともに、子供を産み育てやすい環境づくりを推進する。
	成果	子供を産み育てやすい環境づくりの推進
	手段	<ul style="list-style-type: none"> ●一般不妊治療費助成：医療保険各法の規定による不妊治療を受けた場合、一年度3万円を上限に費用を助成。 ●人工授精費助成：医療保険適用外の人工授精費を受けた場合、一年度3万円を上限に費用を助成。 ただし、夫婦の所得合計額が730万円未満であれば申請受付及び県へ進達。 ●特定不妊治療費助成：医療保険適用外の特定不妊治療を受けた場合、治療方法に応じて一回の体外受精に係る費用の一部または全部を助成。 ただし、夫婦の所得合計額が730万円未満であれば申請受付及び県へ進達。 ●不育症治療費助成：不育症検査及び治療を受け、市税の滞納がない場合、一年度3万円を上限に費用を助成。 ●がん患者妊よう性温存治療費助成：精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結に要する医療保険適用外の治療費を女性30万円、男性3万円を上限に1人1回限り助成。

【指標の推移】

指標名		単位	H29年度実績	H30年度実績	H31年度実績	R 2年度見込
指標①	指標なし	目標値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-
		目標達成度	%	0.00	0.00	0.00
指標②		目標値				
		実績値				-
		目標達成度	%			

指標の増減維持理由

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	平成31年度 決算	令和 2年度 予算	
トータルコスト	千円	6,876	5,834	6,382	8,143	13,989	
事業費	千円	4,385	4,360	3,958	4,149	11,085	
特定財源	国庫支出金	千円	0	0	0	0	
	県支出金	千円	2,208	2,190	1,991	1,965	2,667
	地方債	千円	0	0	0	0	0
	受益者負担	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	2,177	2,170	1,967	2,184	8,418
人件費合計	千円	2,491	1,474	2,424	3,994	2,904	
正職員	千円	2,491	1,474	2,424	3,994	2,904	
人員	人	0.340	0.200	0.330	0.550	0.400	

【環境変化等】

開始時の周辺環境	県内の不妊治療の実態等を踏まえ、子育て・少子化対策の一環として、一般不妊治療費助成は平成16年度から、不育症治療費助成は平成31年度から、人工授精、特定不妊治療、がん患者妊よう性温存治療費助成は令和2年度から開始。
現状の周辺環境	所得合計額が730万円未満の夫婦の人工授精、特定不妊治療費及び男性不妊治療費は、県の助成事業の申請受付及び進達を実施。
今後の予想される周辺環境	子育て・少子化対策の一環として、今後も本事業を継続。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 1. 市の関与（税金支出）		
評価	A	妥当である
本事業は民間での実施は不可能であるため市が関与すべきものである。		
【目的妥当性評価】 2. 事務事業の目的（対象・意図）		
評価	A	妥当である
本事業の実施は、子供を産み育てやすい環境づくりの推進に繋がるため、妥当である。		
【目的妥当性評価】 3. 事務事業の目標（活動指標等）		
評価	A	妥当である
事務事業の目標：不妊治療を行った市民の経済的負担の軽減を図り、子供を産みやすい環境づくりを推進する。		
【有効性評価】 4. 計画の実施状況		
評価	A	実施できた
周南市一般不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、本事業を計画通り実施した。		
【有効性評価】 5. 事務事業の目標（活動指標等）の達成度		
評価	A	達成できた
評価：不妊治療を行った市民の経済的負担の軽減を図り、子供を産みやすい環境づくりを推進できた。		
【有効性評価】 6. 上位施策への貢献度		
評価	A	貢献できた
不妊治療を行った市民の経済的負担の軽減を図り、子供を産みやすい環境づくりを推進できたことは、将来の母子保健指導の充実に繋がった。		
【有効性評価】 7. 事業成果の向上へのさらなる取組み		
評価	A	向上余地はない
市広報、市ホームページ等での周知を図っており、向上余地はほぼない。		
【効率性評価】 8. 投入経費（コスト）削減へのさらなる取組み		
評価	A	削減余地はない
山口県一般不妊治療費助成事業費補助金交付要綱に定められた交付対象等に合せて本市の助成制度を定めており、コスト削減の余地はない。		
【効率性評価】 9. 類似事業との統合・代替の検討		
評価	A	類似事業はない
同じ目的を持つ他の事業はない。		
【効率性評価】 10. これまでの実施手段		
評価	A	最適である
市広報、市ホームページにより市民への周知を図っており、実施手段は最適である。		

【総合評価】		
評価	A	所管課評価のとおり。今後もより一層、市民への周知を図ること。

【改革案】

今後の実施方向性		維持		期待効果		
成果	上昇 維持 縮小	コスト				
		削減	維持	増大		
			○			
改革効果（どのような効果が期待できるか）						

令和 2年度 事務事業評価表 (平成31年度)

事務事業名	未熟児養育医療費	担当所属	あんしん子育て室
		連絡先	

【事務事業基本情報】

分野	5 福祉・健康・医療	事業期間	～ 永年
基本施策	4 健康づくりの推進	会計種別	一般会計
推進施策	(2) 母子保健指導等の充実	事業種別	自治事務
根拠法令要綱	母子保健法第20条、周南市未熟児養育医療給付実施要綱		

【事業概要・指標】

事業概要	対象	周南市民
	意図	市民の経済的負担の軽減を図り、安心して子供を育てられる環境づくりを推進する。
	成果	安心して子供を育てられる環境づくりの推進
	手段	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療費を助成

【指標の推移】

	指標名	単位	H29年度実績	H30年度実績	H31年度実績	R 2年度見込
指標①	指標なし	目標値	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	-
		目標達成度	%	0.00	0.00	0.00
指標②		目標値				
		実績値				-
		目標達成度	%			

指標の増減維持理由

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	平成31年度 決算	令和 2年度 予算	
トータルコスト	千円	9,065	8,943	8,389	9,313	8,162	
事業費	千円	7,746	7,027	6,773	8,442	8,017	
特定財源	国庫支出金	千円	4,016	3,125	2,318	3,486	3,315
	県支出金	千円	2,008	1,563	1,159	1,743	1,662
	地方債	千円	0	0	0	0	0
	受益者負担	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	1,722	1,292	1,177	1,738	1,370
	一般財源	千円	0	1,047	2,119	1,475	1,670
人件費合計	千円	1,319	1,916	1,616	871	145	
正職員	千円	1,319	1,916	1,616	871	145	
人員	人	0.180	0.260	0.220	0.120	0.020	

【環境変化等】

開始時の周辺環境	県事業の窓口として申請受理・審査を行っていたが、平成25年度から市町村事業として移譲
現状の周辺環境	未熟児養育医療費を全額助成。所得に応じた自己負担はあるが、市の乳幼児医療費助成制度により助成されるため、実質負担はない。
今後の予想される周辺環境	今後も安心して子供を育てられる環境づくりの一環として、本事業を継続していく。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 1. 市の関与（税金支出）		
評価	A	妥当である
【目的妥当性評価】 2. 事務事業の目的（対象・意図）		
評価	A	妥当である
【目的妥当性評価】 3. 事務事業の目標（活動指標等）		
評価	A	妥当である
【有効性評価】 4. 計画の実施状況		
評価	A	実施できた
【有効性評価】 5. 事務事業の目標（活動指標等）の達成度		
評価	A	達成できた
【有効性評価】 6. 上位施策への貢献度		
評価	A	貢献できた
【有効性評価】 7. 事業成果の向上へのさらなる取組み		
評価	A	向上余地はない
【効率性評価】 8. 投入経費（コスト）削減へのさらなる取組み		
評価	A	削減余地はない
【効率性評価】 9. 類似事業との統合・代替の検討		
評価	A	類似事業はない
【効率性評価】 10. これまでの実施手段		
評価	A	最適である

【総合評価】		
評価	A	母子保健法第20条の規定に基づく事業であり、入院による養育を必要とする未熟児とその保護者の支援として必要であることから、今後も法に基づき事業を進めていく。

【改革案】

今後の実施方向性	維持	期待効果			
	成果	上昇 維持	コスト		
			削減	維持	増大
		縮小		○	
改革効果（どのような効果が期待できるか）					

令和 2年度 事務事業評価表 (平成31年度)

事務事業名	子育て世代包括支援センター事業費 (母子保健型)	担当所属	あんしん子育て室
		連絡先	

【事務事業基本情報】

分野	5福祉・健康・医療	事業期間	～ 永年
基本施策	4健康づくりの推進	会計種別	一般会計
推進施策	(2)母子保健指導等の充実	事業種別	自治事務
根拠法令要綱	母子保健法 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 子ども・子育て支援法		

【事業概要・指標】

事業概要	対象	周南市民 (妊産婦及び0歳から18歳までの子どもと子育て家庭)
	意図	保健師・助産師等の専門職による相談・支援を行うとともに、関係機関と連携して、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行う体制を構築する。
	成果	家庭や地域での子育ての不安感や孤立感の解消を図る。 子どもを安心して産み育てる環境の整備を図る。
	手段	妊産婦及び0歳から18歳までの子どもと子育て家庭に対するワンストップでの相談対応。 産前産後の支援を強化するために、産後ケア事業や産前・産後サポート事業を実施。 継続的な支援を必要とする妊産婦等の支援方針等を協議し、支援プランを策定。 関係機関との連携強化に向けたネットワークづくり。

【指標の推移】

指標名		単位	H29年度実績	H30年度実績	H31年度実績	R 2年度見込
指標①	特定妊婦の支援プラン策定率	目標値	%	100	100	100
		実績値	%	100	100	100
		目標達成度	%	100.00	100.00	100.00
指標②		目標値				
		実績値				-
		目標達成度	%			

指標の増減維持理由

関係機関との連携が広がる中で、妊娠初期から子育て期まで切れ目なく、より円滑な連携と確実な情報共有を行い、ステージに応じた適切な支援・助言を実施するには、情報集約と明確な支援プランが重要である。今後も利用者の支援ニーズを踏まえながら確実な支援プランを全ての要支援家庭に対し策定していく。

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算	平成31年度 決算	令和 2年度 予算	
トータルコスト	千円	23,301	26,681	14,602	15,426	16,467	
事業費	千円	4,837	8,261	9,167	7,076	10,803	
特定財源	国庫支出金	千円	1,933	4,129	4,516	4,394	4,419
	県支出金	千円	1,383	1,881	1,772	1,783	1,960
	地方債	千円	0	0	0	0	0
	受益者負担	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	1,521	2,251	2,879	899	4,424
人件費合計	千円	18,464	18,420	9,748	11,124	10,337	
正職員	千円	18,464	18,420	5,435	8,350	5,664	
人員	人	2,520	2,500	0.740	1.150	0.780	

【環境変化等】

開始時の周辺環境	母子保健法、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき実施している。
現状の周辺環境	保健師・助産師等の専門職による相談・支援を行うとともに、関係機関と連携して、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行う体制が構築されている。
今後の予想される周辺環境	令和2年度から「こども・子育て相談センター」として、妊産婦及び0歳から18歳までの児童及びその家庭等の様々なニーズの把握に努め、専門的な知見を活かした総合的相談支援の推進が図られる。

【事業の評価】

【目的妥当性評価】 1. 市の関与（税金支出）		
評価	A	妥当である
少子化、核家族化が進む中、保護者の子育て負担や不安の軽減、虐待を予防するため、妊娠期から子育て期において、専門職による切れ目ない支援の事業実施は、市の責務である。		
【目的妥当性評価】 2. 事務事業の目的（対象・意図）		
評価	A	妥当である
産前・産後の支援を強化するために、産後ケア事業や産前・産後サポート事業を実施し、子育ての負担や不安の解消につながる事業として妥当である。		
【目的妥当性評価】 3. 事務事業の目標（活動指標等）		
評価	A	妥当である
継続的な支援を必要とする妊産婦等の支援方針を協議し、支援プランを策定しており、適正な指標となっている。		
【有効性評価】 4. 計画の実施状況		
評価	A	実施できた
母子保健法に基づき、本事業を計画どおり実施できた。		
【有効性評価】 5. 事務事業の目標（活動指標等）の達成度		
評価	A	達成できた
継続的な支援を必要とする妊産婦等の支援方針を協議して全ての支援プランを策定し、達成度は100%となり、目標を達成できた。		
【有効性評価】 6. 上位施策への貢献度		
評価	A	貢献できた
事業の実施により、母子保健指導等の充実に貢献できている。		
【有効性評価】 7. 事業成果の向上へのさらなる取組み		
評価	B	向上余地が考えられる（中小程度）
産前産後の支援を強化するために、産後ケア事業や産前・産後サポーター派遣事業の委託事業者を増やし、サービスの向上を図る。		
【効率性評価】 8. 投入経費（コスト）削減へのさらなる取組み		
評価	A	削減余地はない
事業の委託単価については、妥当と考えており、コスト削減の余地はない。		
【効率性評価】 9. 類似事業との統合・代替の検討		
評価	A	類似事業はない
法令等に基づいて実施しており、同じ目的を持つ事業はなく、統合・代替できない。		
【効率性評価】 10. これまでの実施手段		
評価	A	最適である
産後ケア事業や産前・産後サポート事業等を対象者のニーズや状況に併せて提供しており、実施手段は、最適である。		

【総合評価】		
評価	A	所管課評価のとおり。 母子保健法、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき実施しており妥当である。

【改革案】

今後の実施方向性 維持		期待効果		
産前・産後サポーター派遣事業のニーズ拡大のため、委託事業者を増やすことが必要である。		コスト		
		削減	維持	増大
成果	上昇			
	維持 縮小		○	
改革効果（どのような効果が期待できるか）				
産前・産後サポーター派遣事業の委託事業者を増やすことで更なるサービスの向上が考えられる。				